

2023年9月22日

〔第1.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概要

1. 法人名等

法人名	和光学園
法人代表者	理事長 小森 陽一
担当部署	和光大学 企画室
お問合せ先	044-988-1433

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

【法人】

- 担当部署：遵守状況の点検、報告書の作成
- ↓具申
- 常務理事会：遵守状況及び報告書内容の検討並びに確認
- ↓具申
- 理事会：遵守状況の確認及び決定
- ↓報告
- 評議員会及び監事
- ↓公表及び報告
- ステークホルダー（公表） ○私大連盟（報告）

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私大連コードの基本原則の考え方から総合的に評価し、また、遵守原則の遵守状況に鑑みて、当該原則を遵守していると判断した。

遵守原則 1 - 1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連盟のガバナンス・コード（以下、「私大連コード」）の遵守原則の考え方から総合的に評価し、また、重点事項及び実施項目の達成状況に鑑みて、当該原則を遵守していると判断した。 ・2017年度に策定した和光学園第八期発展計画、2019年度に策定した和光学園中期計画及び事業年度毎に策定した事業計画について、関係性を持たせながら実施している。 ・各校園においては、事業年度毎に事業計画を見直しながら取り組んでおり、常務理事会、理事会及び評議員会において内容を確認している。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私大連コードの基本原則の考え方から総合的に評価し、また、遵守原則の遵守状況に鑑みて、当該原則を遵守していると判断した。

遵守原則2-1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>私大連コードの遵守原則の考え方から総合的に評価し、また、重点事項及び実施項目の達成状況に鑑みて、当該原則を遵守していると判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・自己評価について、年度当初に大学内の各機関に「改善報告シート」を用いた自己点検・自己評価を依頼し、各機関においては改善課題を設定・確認し、取り組みを行い、翌年2月に取り組み状況を点検し自己点検・自己評価委員会に報告し、学長室会議で確認するというPDCAサイクルを実施している。このことによって、建学の精神および初代学長 梅根悟の言葉に示される理念に基づく多様で優れた人材を育成するための教育活動等の不断の改善を行っている。

遵守原則2-2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>私大連コードの遵守原則の考え方から総合的に評価し、また、重点事項及び実施項目の達成状況に鑑みて、当該原則を遵守していると判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携研究センターを主軸として、多様な社会連携・社会貢献活動の情報共有・相互連携、学内資源の有効活用について取り組み、発展させていく体制を整備している。 ・社会・地域との連携を支援する仕組みとして、地域連携研究センターにおいて「社会連携研究プロジェクト」及び「地域応援プロジェクト」等の事業を行い、地域と連携・協働したさまざまな取り組みを行っている。 ・公開講座として、大学開放フォーラムが所管する「オープ

ン・カレッジばいでいあ」や地域連携講座等各種イベントを行っている。

・ 教員、学生、地域住民がともに地域の課題を考え、課題解決に向けた提案等を行う「地域デザイン」や「タウンマネジメント」等の授業を共通教養科目として開設し、全学的な取り組みを展開している。

・ 「町田市と大学との包括連携協定」をはじめとして「ネットワーク多摩（公益社団法人 学術・文化・産業ネットワーク多摩）」「さがまちコンソーシアム（相模原・町田大学地域コンソーシアム）」「麻生区・6大学公学協働ネットワーク」「西武信用金庫との包括連携協定」等の協定を結び、各機関と情報共有に努めている。また、図書・情報館においても、図書の協力貸出に関する協定を締結するなど、町田市及び川崎市との間で協力体制を構築している。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私大連コードの基本原則の考え方から総合的に評価し、また、遵守原則の遵守状況に鑑みて、当該原則を遵守していると判断した。

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードの遵守原則の考え方から総合的に評価し、また、重点事項及び実施項目の達成状況に鑑みて、当該原則を遵守していると判断した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事監査規程を整え、同規程に基づき監事監査を実施している。 ・ 監事会の定期的な開催や外部研修会への参加等により、監事の有効性の維持・向上に努めている。

遵守原則3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードの遵守原則の考え方から総合的に評価し、また、重点事項及び実施項目の達成状況に鑑みて、当該原則を遵守していると判断した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校法人のガバナンス強化の中で理事会、監事及び評議員において私学法改正等重要法令変更等の際に研修会を実施している。 ・ 監事も同席する常務理事会や理事長、財務担当理事と外部監査人との間での情報共有の場等において、学園に生じる可能性があるリスクを議論し、確認している。

遵守原則3-3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードの遵守原則の考え方から総合的に評価し、また、重点事項及び実施項目の達成状況に鑑みて、当該原則を遵守していると判断した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校法人和光学園情報公開規程を策定し、事業計画・事業報

告・財務諸表を公開している。

- ・評議員会などで外部からの意見聴取及び内容の反映を行う体制としている。

- ・大学ホームページにおいて、開示すべき情報を毎年掲載し、公正かつ透明性の高い情報公開に留意している。公開している情報は、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう平易な言葉で説明している。また、アクセシビリティ及びユーザビリティ向上を図るため、大学ホームページのTOPページから容易にアクセスができるよう留意している。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私大連コードの基本原則の考え方から総合的に評価し、また、遵守原則の遵守状況に鑑みて、当該原則を遵守していると判断した。

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードの遵守原則の考え方から総合的に評価し、また、重点事項及び実施項目の達成状況に鑑みて、当該原則を遵守していると判断した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長及び常務理事の職務について、規程により明確化している。 ・ 教学組織と法人組織の役割・権限・責任について、規程により明確化している。 ・ 理事会、監事、評議員会の運営等について、円滑に行うための仕組みを整備している。

遵守原則4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードの遵守原則の考え方から総合的に評価し、また、重点事項及び実施項目の達成状況に鑑みて、当該原則を遵守していると判断した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 用途を定めない一般寄付金も募集しているが、施設設備の維持・拡充のためのキャンパス整備資金や、成績優秀者や経済的に

困難な学生などへの奨学金制充実のための資金といった目的を明確化した寄付金の募集に注力している。

- ・リスクを考慮した和光学園資産運用規程、和光大学奨学基金運用規程を整備しており、規程を遵守するだけでなく常務理事会において運用方針を整えている。

- ・和光大学危機管理規程を定め、危機事象あるいは不適切な事案が生じた際に適切に対応できる体制を確保している。

- ・ハラスメントを防止するための規程を定め、適切な対応を行っている。また、ハラスメントに対する基本姿勢を大学ホームページ上で公表している。

2. 追加事項

大学では、学長室会議を主軸として、全学教授会において構成員の意見等を聞く体制を確保している。また、大学内に監査委員会を置き、学長室会議の審議事項及び諸活動をチェックする体制を整えている。